

船饅頭

〔嬉遊笑覽九娼妓〕船まんぢう、洞房語園道恕が饅頭賦往し萬治の頃か、一人のまんぢうどらを打て、

深川邊に落魄して、船賣女になじみ己が名題をゆるしたり云々、又右氏が其賦を讀む文、近年東

武深川邊に、八島にて入水せし二位殿の船幽靈のごとき者に、我名を呼と聞云々、天明七年丁未、

詩あり、鼻落聲鳴篷掩身、饅頭下戸拔、錢網味、喰田樂、寒冷酒、夜半小船醉、客人、明和二年川柳點おちよ船沖迄こぐはなじみなり、

〔寛天見聞記〕天明の末迄は大川中洲の脇、永久橋の邊りへ舟まんぢうとて小船に棹さして、岸に

よせて往來の裾を引、客來る時は漕出して、中洲を一めぐりするを限として價三十貳文也と、是

等も夜鷹とおなじく瘡毒にて足腰の叶はぬもの多しといふ、

〔嬉遊笑覽九娼妓〕一代男、諸處をいひたるに、四谷新宿をいはず、其頃はこゝに飯盛女などはなかり

しにや、誰袖海護國寺門前音羽町、四谷の新宿、板橋、立川、千住の色茶屋、塚町の裏筋、あたごの下、八

貫町の比丘尼、是も百に三人より一人一角まで有、四谷新宿は、享保五年故有て廢せられて、五十年を

の通りはたごや五十二軒、飯もり女百五十人出來たりとぞ、歸橋が安永九年の草子に、今岡場所

の多きこと、さつまいものふゑたるごとく、中に取わけ賑はふは、北と東と南なり、鼎の如くとい

ひたるが、次第に西方盛なれば、碓の如く争ひて云々

〔徳川禁令考五遊女并隠賣〕延寶六年四月

茶屋給仕女の數并衣服之事

覺○中略

一所々の茶屋、只今迄有來之分は、一軒に女貳人より多くは差置間敷候、若右之外妻并よめ娘杯

有之候共、一切馳走ニ出シ申間敷事、

附、只今迄給仕女不持來茶屋ハ、向後彌女差置申間敷事、

一茶屋女衣服之儀、布木綿之外著せ申間敷事、

以上

飯盛女
給仕女